

平成 30 年 5 月 1 日

筑後信用金庫

「中小企業金融円滑化法」期限到来後の対応状況の公表について

筑後信用金庫は、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与することを、最も重要な社会的役割の一つと位置付け、その実現に取り組んでおります。

今後も、コンサルティング機能の十分な発揮により、お客様の立場に立って、新規融資や貸付条件の変更等の適切な取組みを更に強化していくとともに、お客様へのきめ細かな経営改善支援に取り組む、地域経済の発展に寄与して参ります。

今般、平成 30 年 3 月末での「貸付条件の変更等の状況」を公表いたします。

尚、公表の計数につきましては、従前の「中小企業金融円滑化法」に基づくもので、平成 21 年 12 月から累積した計数でございます。

以 上

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位：件)

	平成 25 年 9 月 末	平成 25 年 12 月 末	平成 26 年 3 月 末	平成 26 年 6 月 末	平成 26 年 9 月 末	平成 26 年 12 月 末	平成 27 年 3 月 末	平成 27 年 6 月 末	平成 27 年 9 月 末	平成 28 年 3 月 末	平成 28 年 9 月 末	平成 29 年 3 月 末	平成 30 年 3 月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	1,748	1,836	1,962	2,056	2,156	2,241	2,355	2,422	2,528	2,689	2,882	3,072	3,448
うち、実行に係る貸付債権の数	1,592	1,673	1,762	1,845	1,950	2,042	2,128	2,195	2,282	2,445	2,614	2,817	3,188
うち、謝絶に係る貸付債権の数	89	90	90	93	99	101	105	108	114	118	118	119	119
うち、審査中の貸付債権の数	11	17	48	41	24	15	21	15	26	14	33	13	16
うち、取下げに係る貸付債権の数	56	56	62	77	83	83	101	104	106	112	117	123	125

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
 [債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位：件)

	平成 25年 9月 末	平成 25年 12月 末	平成 26年 3月 末	平成 26年 6月 末	平成 26年 9月 末	平成 26年 12月 末	平成 27年 3月 末	平成 27年 6月 末	平成 27年 9月 末	平成 27年 12月 末	平成 28年 3月 末	平成 28年 9月 末	平成 28年 12月 末	平成 29年 3月 末	平成 30年 3月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	74	79	79	80	83	84	86	89	94	96	101	109	112		
うち、実行に係る貸付債権の数	59	63	63	63	65	63	68	72	74	75	79	86	88		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	13	13	13	13	13	13	13	14	14	17	17	17	18		
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	1	2	0	2	0	3	0	1	1	0		
うち、取下げに係る貸付債権の数	2	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	5	6		